

愛知県インドネシアサポートデスク

2025 年度 個人所得税の申告期限延長について

ニュースレター(第 10 号) 2026 年 3 月 31 日

本ニュースレターは、「2025 年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下、「グラントソントン」といいます。)(担当:前村・若林)よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」(以下、「サポートデスク」といいます。))が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

インドネシア国税総局 (The Directorate General of Taxes、以降「DGT」) は 2026 年 3 月 27 日、2025 年度の個人所得税の確定申告を行う納税者に対し、行政上の救済措置を導入する決定 2026 年第 55 号 (DGT Decision No. 55/2026) を発行しました。今回のニュースレターではこの DGT 決定 2026 年第 55 号についてお伝えします。

➤ 個人所得税の申告期限 1 ヶ月延長

本決定により個人所得税の申告期限は、従来の 3 月 31 日から 4 月 30 日まで 1 ヶ月延長されます。この救済措置は、新システム「Coretax」への移行を反映したものであり、DGT は納税者とシステムの双方に調整期間が必要である可能性を認めています。また、直近の祝日(Nyepi and Eid al-Fitr) が期限通りの履行に影響を与える可能性があることも考慮されました。

➤ 行政罰の免除対象

本決定により、以下の状況にある個人納税者に対して行政罰が免除されます。

- 確定申告の遅延： 2025 年度の確定申告書が、法定期限から 1 ヶ月以内（すなわち 4 月 30 日まで）に提出された場合、行政罰は適用されません。
- 所得税法第 29 条に基づく納付の遅延： 納付期限から 1 ヶ月以内に支払いが行われた場合、行政罰が免除されます。
- 申告延長に伴う不足分： 申告期限の延長を受けた場合、第 29 条に基づく不足分の支払いについても、期限から 1 ヶ月以内であれば行政罰の対象となりません。

➤ 適用範囲と運用

この救済措置は、通年および期間途中の確定申告の両方に適用されます。DGT は対象となるケースに対して納税通知書（STP）を発行しません。万が一、既に発行されている場合は、管轄の税務署によって職権で取り消されます。

また、この救済期間内の遅延申告は、「特定の基準を満たす納税者（wajib pajak kriteria tertentu）」としてのステータスに影響を与えず、当該ステータスの申請を却下する理由にもなりません。

➤ まとめ

Coretax システム適用初年度の混乱は当初から危惧されていましたが、最終局面になって救済措置が講じられました。この免除措置により差し迫ったりスクは軽減されますが、猶予期間は 1 ヶ月に限定されており、4 月末には法人所得税の申告期限も控えています。納税者は可能な限り早期に個人の申告を完了させることが推奨されます。

以 上

■□■発行情報■□■-----

■発行元

2025年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

（東京事務所）担当：公認会計士 若林未絵

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18階

電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

（名古屋事務所）担当：公認会計士 花輪大資

〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25階

電話 052-569-5605/FAX 052-569-5605

（現地事務所）担当：公認会計士 前村浩介 / 公認会計士 辻充博

Sudirman Plaza Plaza Marein 9th Floor

Jl. Jend. Sudirman Kav. 76-78 Jakarta 12910, Indonesia

電話 +62 21 5793 6777

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 前村浩介（Kosuke Maemura）

Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com